

告 示

埼玉県計量検定所長告示第四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成二十九年七月十八日

埼玉県計量検定所長 小堀和弘

一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期 日	場 所
蓮田市	平成二十九年九月四日から十二月四日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日をいう。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
白岡市	平成二十九年九月六日から十二月五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
羽生市	平成二十九年九月十二日から十二月十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
行田市	平成二十九年九月十九日から十二月十八日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
北本市	平成二十九年九月二十六日から十二月二十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

幸手市	平成二十九年九月二十八日から十二月二十七日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
宮代町	平成二十九年十月十二日から平成三十年一月十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
伊奈町	平成二十九年十月十三日から平成三十年一月十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
久喜市	平成二十九年十月十六日から平成三十年一月十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
桶川市	平成二十九年十月二十三日から平成三十年一月二十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
加須市	平成二十九年十一月一日から平成三十年一月三十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
杉戸町	平成二十九年十一月十三日から平成三十年二月十三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同